

再エネ関係業務設計支援等における入札の実施について（案）

2022年4月から広域機関の業務として追加されるFIT、FIP、及び廃棄等費用積立等の業務詳細設計、運用設計、及び規程類の整備等に関する支援業務委託のための入札を実施したい。

1. 調達

(1) 調達方式

一般競争入札（総合評価落札方式）とする。

(2) 委託スケジュール（予定）

開始期日：2021年6月

完了期日：2022年3月

※その他仕様等については添付資料参照

2. 開札の実施、及び落札者の決定

開札の実施については、総務部長が実施することとし、落札者の決定、及び契約の締結については、別途、理事会で議決する。

以 上

【添付資料】

- 別紙1 入札説明書
- 別紙2 入札仕様書
- 別紙3 応札資料作成要領
- 別紙4 適合証明書
- 別紙5 評価項目一覧
- 別紙6 評価手順書

再エネ関係業務設計支援等の業務委託

入札説明書

電力広域的運営推進機関

入札説明書

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)の「再エネ関係業務設計支援等の業務委託」に係る入札公告(2021年4月7日付け公示)に基づく入札については、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札を実施する事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 件名 | 再エネ関係業務設計支援等の業務委託 |
| (2) 委託内容 | 入札仕様書のとおり |
| (3) 調達方式 | 一般競争入札(総合評価落札方式) |
| (4) 履行期限 | 入札仕様書のとおり |
| (5) 納入場所 | 入札仕様書のとおり |
| (6) 入札方法 | 入札金額は、「再エネ関係業務設計支援等の業務委託」に関する総価で行う。
なお、本件については入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |

2. 競争参加資格

- (1) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度の競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で等級「A」以上の格付けをされている者であること。
- (2) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (3) 入札説明会に参加した者であること。
- (4) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。)。
- (7) 自己、自社若しくはその役員等(注1)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力(注2)でない者であること。
- (8) 破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。
- (9) 電力業界におけるコンサルティング、業務設計支援の実績を有していること。
- (10) 会計領域における業務設計支援の実績を有していること。

(注1) 取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。

(注2) 暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経

過しない者等、その他これに準じる者。

3. 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会を実施する。入札を希望する者は、参加すること。

日 時：2021年4月15日（木）13時30分～

場 所：東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関（web会議による）

参加資格：「2. 競争参加資格」を満たす者

そ の 他：・入札を希望する事業者は必ず参加すること

（不参加の場合は入札できないものとする）

- ・新型コロナウイルスによる影響を鑑み、WEBで実施する。参加を希望される事業者は4月13日（火）17時までに「電力広域的運営推進機関 契約担当」まで事業者名、及び連絡先を記載のうえ、メールにて申し入れること。

なお、入札説明会までに通信状態の事前確認を実施する（別途連絡）。

- ・メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

4. 入札者の義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、広域機関が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の提出期限内に提出しなければならない。

また、落札者決定までの間において広域機関の職員から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札者の作成した提案書は広域機関において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

5. 入札書・提案書・入札資格確認書類の提出期限、提出書類及び提出先

提出期限：2021年4月22日（木）15時必着で必要書類を郵送または持参すること。

提出書類：① 入札書・・・別途封入すること

② 評価項目一覧（提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの）

③ 提案書〔紙媒体6部、電子媒体1部〕

④ 契約書（案）〔1部〕

⑤ 適合証明書

⑥ 全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）

提 出 先：〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ

「再エネ関係業務設計支援等の業務委託」 入札係

6. 技術審査のプレゼンテーションの日時及び場所

2021年4月26日（月）

時間、場所については、入札者に別途連絡の上調整

当該説明者は原則として受託者が選任する主任者に該当する者が実施すること。

7. 入札参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

8. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 「2. 競争参加資格」に示した競争参加資格のない者による入札

- 一 「2. 競争参加資格」に示した競争参加資格のない者による入札
- 二 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。）を欠く入札
- 三 金額を訂正した入札
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 五 明らかに連合によると認められる入札
- 六 提案書が広域機関の審査の結果採用されなかった入札
- 七 入札書提出期限までに到着しない入札
- 八 虚偽の提案をした入札
- 九 その他入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法

広域機関が設定する予定価格の制限の範囲内で、広域機関が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、広域機関が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とする可能性がある。

なお、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、各人に連絡の上、後日、再度入札を行う。

また、落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、各人に連絡の上、当該入札をしたものにくじを引かせて落札者を決定する。

10. 契約期間

2021年6月（契約締結日）から2022年3月まで

11. 仕様

入札仕様書のとおり

12. 入札保証金及び契約保証金

免除

13. 契約書作成の要否

要

14. 納入物

入札仕様書記載の成果物とする。

15. 検収条件

納入物の検査合格（納入物の内容が本契約の内容に適合すると判断された場合）をもって検収とする。

16. 支払条件

検収後、翌月末までの支払いとする。

17. 見積条件

- ① 項目ごとに可能な限り詳細に表記し、合計額を見積もること。
- ② 見積金額には、本契約の履行に関して必要な一切の費用を含めること。
- ③ 別料金が発生するものについては条件等明記のこと。

18. 入札書等に使用する言語及び通貨

入札書、提案書、契約書（案）、技術審査のプレゼンテーション等に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

19. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札ではないことが判明した時は、広域機関は落札決定を取消すことができる。

20. その他

- (1) 本入札に際して知り得た広域機関の業務上、技術上の秘密及び情報（個人に関する情報含む）を目的外の使用及び第三者への漏えいをしてはならない。
- (2) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (3) 本入札結果については、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日及び契約金額等の契約概要を公表する。
- (4) 入札金額には本契約の履行に関して必要な一切の費用を含めること。
- (5) この入札に関して不明な点は、2021年4月16日（金）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、2021年4月19日（月）までに広域機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び疑義については、広域機関と協議のうえ決定することとする。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

【ウェブサイト】

トップ > 調達情報

以 上

(様 式)

令和 年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入 札 書

入札金額 ¥

内 訳 別添支出計画書のとおり。

入札事項 再エネ関係業務設計支援等の業務委託

契約条項の内容及び貴機関「入札説明書」「入札仕様書」等の内容を承知の上、入札いたします。

支出計画書

【参考記入例】

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 人件費	マネージャー スタッフ パートナー	00,000,000	マネージャー @ xx,xxx * yy 時間 = z,zzz,zzz スタッフ @ xx,xxx * yy 時間 = z,zzz,zzz パートナー @ xx,xxx * yy 時間 = z,zzz,zzz (注1: クラス別、人件費単価については、必ず記載すること。)
2. 諸経費等	〇〇〇	000,000	@aa,aaa * bb 人 * 100/110 = ccc,ccc (注2: 消費税及び地方消費税は別掲のため、交通費等で消費税等が含まれている場合、除外のうえ、計上のこと。)
3. 一般管理費		00,000,000	(1. 人件費 + 2. 事業費) の〇% (注3: 小数点以下切り捨て)
4. 小計			(注4: 入札金額と一致)
5. 消費税及び 地方消費税			5. 小計 × 10% (注5: 小数点以下切り捨て)
6. 合計			4. 小計 + 5. 消費税及び地方消費税

再エネ関係業務設計支援等の業務委託

入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2021年4月

1 件名

再エネ関係業務設計支援等の業務委託

2 目的

2020年6月 エネルギー供給強靱化法成立等により、2022年4月からFIT・FIP賦課金管理業務 及び 2022年7月から太陽光発電設備の廃棄等費用の積立管理業務について、広域機関で実施することが決定された。具体的には、FIT・FIPにおける入札業務、納付金・交付金の管理業務 及び 太陽光発電設備の廃棄等積立については外部積立て・取り戻し管理業務を行うこととなる。

本業務委託では、広域機関が FIT・FIP・廃棄等積立業務を適正かつ確実にを行うため、業務設計作成支援、業務移管対応支援などの業務委託を行うものである。

3 調達方式

一般競争入札(総合評価落札方式)で行う。

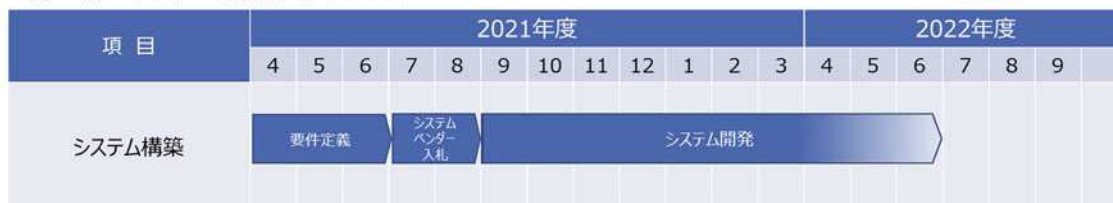
4 業務委託スケジュール(予定)

本業務委託に関しては、下表のスケジュールにて行うものとする。ただし、スケジュールの修正が生じた場合は、適宜変更を行うものとする。



〔参考〕 システム構築スケジュール

□: 委託範囲



5 検討体制

各業務において、以下の検討体制を基本として進めるものとする。

(1) 業務設計支援業務

広域機関	受託者
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【各プロジェクト責任者】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【各プロジェクトリーダー】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【各プロジェクト担当者】</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【プロジェクト責任者】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【プロジェクトリーダー】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【プロジェクト担当者】</div>

(2) 実施体制に求める要件

以下メンバーが業務委託従事予定者に含まれていること

- ・ 国の制度設計の動向に精通しているメンバー(制度設計に関与した経験を有するメンバーが望ましい)
- ・ 国の制度設計に基づいた業務設計の実務経験者
- ・ 公益事業の会計・税務に精通した専門家

6 FIT・FIP 及び廃棄等積立業務について

主な業務は下表のとおり。なお、各業務の詳細及び検討状況等については、審議会等の資料を参照すること。

業 務	業務項目
FIT関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札業務(業務規程策定、実施要綱作成、事業計画の審査、入札、結果公表、保証金徴収・返還等) ・ 納付金徴収(額決定・通知、徴収、督促、管理等) ・ 交付金交付(額決定・通知、交付、管理等) ・ 非化石価値取引
FIP関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札業務(業務規程策定、実施要綱作成、事業計画の審査、入札、結果公表、保証金徴収・返還等) ・ 納付金徴収(額決定・通知、徴収、督促、管理等) ・ 交付金交付(額決定・通知、交付、管理等)
廃棄等積立関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理業務規程策定 ・ 積立額算定、交付金から控除

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立金管理 ・ 取戻し審査・払い戻し
--	---

【参 考】

経済産業省ホームページ 調達価格等算定委員会

(<https://www.meti.go.jp/shingikai/santei/index.html>)

経済産業省ホームページ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会・再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/index.html)

経済産業省ホームページ 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会

(https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/#saiene_shuryoku)

7 委託内容

(1) 業務設計等支援業務

① 業務詳細設計

広域機関における業務(FIP、及び廃棄等積立)の詳細設計を行うにあたり、以下の支援業務を行うこと。なお、業務詳細設計については、システム要件定義の前提となることから、システム要件定義の完了期日に影響を与えないように留意すること。

- ・ 業務全体像の明確化
- ・ 財務情報を含む外部への情報開示内容明確化
- ・ 会計・税務処理案の明確化
- ・ 制度検討作業部会、検討会の討議内容にもとづく課題の抽出、対応策の明確化
〈FIP 及び廃棄等積立に関わる固有業務〉
- ・ 取引金額の算定式定義
- ・ 業務詳細フローの策定
- ・ 業務詳細フローにおけるシステム化対象業務範囲の明確化
- ・ 業務詳細フローにおけるプロセス毎の業務仕様書の策定
〈資金管理・残高管理他共通業務〉
- ・ 業務詳細フローの策定
- ・ 業務詳細フローにおけるシステム化対象業務範囲の明確化
- ・ 業務詳細フローにおけるプロセス毎の業務仕様書の策定

② 業務運用設計

業務詳細設計書をもとに、下記の支援業務を行うこと。

- ・ 業務運営上の役割・職務権限の明確化、外部委託範囲等の検討、要員計画の策定など業務運営体制の検討

- ・ 週次・日次スケジュール、運用上の業務課題抽出、対応方向性の明確化など実務運用の設計
- ・ 事業者向けの業務マニュアルの策定
- ・ 広域機関職員向けの内部マニュアルの策定
- ・ FIP システム等におけるマニュアルの検証計画策定、検証準備、検証実施

③ 業務管理規程作成支援業務

広域機関における業務実施にあたり、省令に基づき必要となる規程について以下の業務支援を行うこと。

- ・ 入札業務規程の策定
- ・ 徴収等業務規程の策定
- ・ 積立金管理業務規程の策定

(2) 業務移管対応支援

低炭素投資促進機構からの FIT 業務移管方針策定にあたり、以下の業務支援を行うこと。

- ・ FIT 業務の現状把握(システム、業務運用など)
- ・ 低炭素投資促進機構からの移管範囲の明確化、移管に伴う影響箇所の明確化
- ・ 業務移管に係る財務諸表作成及び移管価格の算定
- ・ 業務移管スキームの検討
- ・ デューデリジェンス実施結果を踏まえた対応方針の明確化
- ・ 業務移管の契約合意に向けての方針の検討

8 作業実施場所等

作業実施場所等は原則指定せず、進捗状況を定期ミーティングで確認するものとし、必要に応じて別途ミーティングを行うものとする。なおミーティングの実施場所は、原則オンライン会議、月最低 1 回は対面とし広域機関または受託者の会議室のいずれかとする。

9 業務遂行上の留意事項

- ・ 作業遅延等の理由により適切な業務の遂行が期待できないと広域機関が判断し、要員の変更を含む体制等に係る改善要求をした場合には、これに従うこと。
- ・ 受託者は以下のタイミングで報告書を作成、事前配布し、本機関に提出するとともに説明会を行うこと。(日程は別途調整)

2021 年 7 月:業務詳細設計に係る報告

2021 年 12 月:業務管理規程・業務移管に係る報告

2022 年 3 月:業務運用設計に係る報告

10 サプライチェーン・リスク対策

本委託業務の契約に先立ち事前に、貴社の資本関係・役員その他社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を本機関に書面をもって提出すること。ただし委託業務従事者に関する情報は個人単位(名指し)である必要はない。

11 秘密情報の保護

本委託業務に関連して開示する機関の秘密情報の適正な情報管理を維持するため、下記の点に留意し、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 委託業務の実施に関して知り得た相手方の情報(以下「秘密情報」という)を秘密として保持し、これを相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。
- (2) 委託業務遂行の目的以外で秘密情報を使用してはならない。
- (3) 本委託業務の契約に先立ち事前に、業務に係る情報セキュリティ対策及び管理体制について、本機関に書面をもって提出すること。
- (4) 秘密情報の漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を機関に書面をもって報告すること。
- (5) 本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- (6) 委託業務の一部を他の者に再委託し、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合は、あらかじめ書面をもって本機関に届け出た上で、再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

12 納入物

以下の資料をワードなど編集可能なファイル形式及びPDFファイル形式で作成し、電子媒体(DVD-R等)で「12 納入場所」に定める納入場所に提出するものとする。

(1) 業務設計支援

① 業務詳細設計

納入物名	概要
業務詳細設計書	<ul style="list-style-type: none">・ FIP 及び廃棄等積立の業務全体像の検討資料・ FIP 及び廃棄等積立に係る財務情報を含む外部への情報開示内容の検討資料・ FIP 及び廃棄等積立に係る会計・税務処理案・ 制度検討作業部会、検討会の討議内容にもとづく課題一覧・ 法務・会計・税務・財務の観点より課題一覧

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付・交付額の算定に影響を与える要素の抽出、当該要素の組み合わせに応じた算定式の検討資料 ・ FIP 及び廃棄等積立に係る固有業務に係る業務詳細フロー、プロセス毎の業務仕様書(システム化対象業務の明確化を含む) ・ 資金管理・残高管理他共通業務に係る業務詳細フロー、プロセス毎の業務仕様書(システム化対象業務の明確化を含む)
--	--

② 業務運用設計

納入物名	概要
業務運用設計に係る検討資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営上の役割・職務権限、外部委託範囲などの検討結果、及び要員計画の策定結果をふまえた業務運営体制の検討資料 ・ 業務詳細設計書の内容にもとづく週次・日次スケジュール ・ 業務運用上の業務課題及び対応方向性の検討資料 ・ 事業者向けの業務マニュアル ・ 広域機関職員向けの内部マニュアル ・ FIP システム等におけるマニュアル検証結果

③ 業務管理規程

納入物名	概要
業務管理規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立金管理業務規程 ・ 入札業務規程 ・ 徴収業務規程

(2) 業務移管対応支援

納入物名	概要
業務移管方針の検討資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ FIT 業務の現状確認結果資料 ・ 低炭素投資促進機構からの移管範囲及び影響箇所の検討資料 ・ 業務移管に係る財務諸表 ・ 業務移管価格の算定結果資料 ・ 業務移管スキームの検討資料

	<ul style="list-style-type: none">・ デューデリジェンス実施結果を踏まえた対応方針の明確化・ 契約合意に向けた方針検討資料
--	---

13 著作権の帰属

- ・ 本調達に係り作成、変更及び更新されるドキュメント類の著作権は本機関に帰属するものとする。
- ・ 本機関に帰属する著作権のうち、著作者人格権について、受託者はこれを行使しないこととする。

14 納入場所

〒135-0061

東京島江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 事務所

15 着手期日 及び 完了期日(予定)

① 業務設計支援

開始期日:2021年6月(契約決定日から)

完了期日:2022年3月

16 特記事項

本仕様書に記載のない事項及び疑義については、広域機関と協議のうえ決定することとする。

以上

再エネ関係業務設計支援等の業務委託

応札資料作成要領

電力広域的運営推進機関

目 次

第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

- 2.1 評価項目一覧の構成
- 2.2 提案要求事項
- 2.3 添付資料

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

- 3.1 提案書の構成及び記載事項
- 3.2 提案書様式
- 3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）
- 3.4 留意事項

第 4 章 別紙

- 4.1 （別紙 1）提案書雛形
- 4.2 （別紙 2）適合証明書

本書は、再エネ関係業務設計支援等の業務委託に係る応札資料(評価項目一覧及び提案書)の作成要領を取りまとめたものである。

第1章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」）は応札者に以下の表1に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表2に示す資料を作成し、本機関へ提出する。

[表1 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 入札仕様書	再エネ関係業務設計支援等の業務委託の仕様を記述
② 応札資料作成要領	応札者が評価項目一覧及び提案書の作成する上での留意点等を記述
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述
④ 評価手順書	本機関が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述

[表2 応札者が電力広域的運営推進機関に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 入札書	別添支出計画書とともに、入札金額を記載したもの。別途封入すること。
② 評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を達成するか否かに関し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
③ 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。 第4章 別紙「提案書雛形」を参照のこと。
④ 契約書（案）	提案書に記述された内容を実現するにあたっての契約書類の案。
⑤ 適合証明書	入札資格を満たしていることを証する書面。 第4章 別紙「適合証明書」を参照のこと。
⑥ 全省庁統一資格 資格審査結果通知書 (写)	平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で等級「A」以上の格付けをされていることを証する通知書の写し。

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における項番	事項	概要説明
1～3	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。
4	添付資料	応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。

2.2 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。応札者は、別添「評価項目一覧」の提案要求事項における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表4を参照すること。

[表4 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次分類	本機関
提案要求事項	応札者に提案を要求する内容	本機関
評価区分	各項目について、その内容に応じて配点を行う。	本機関
得点配分	各項目に対する最大加点	本機関
評価基準	各提案要求事項における基礎点及び加点別の分類	本機関
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	応札者

2.3 添付資料

評価項目一覧中の補足添付資料における各項目の説明を以下に示す。

[表 5 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）	本機関
資料内容	応札者に提案を要求する内容	本機関
提案の要否	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。提案要求事項とは異なり、採点の対象とはしない。	本機関
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	応札者

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

提案書は、評価項目一覧の提案要求事項及び添付資料の提案書の目次に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述すること。

3.2 提案書様式

- ① 提案書は、第 4 章 別紙「提案書雛形」を参考にして記述する。
- ② 提案書及び評価項目一覧は A4 判カラーにて、全 6 部印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則として A3 判にて提案書の中に折り込む。
- ③ 提出物は、上記の紙資料とともに、電子媒体（DVD 等）でも提出する。その際のファイル形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel 又は PDF 形式とする（これに抛りがたい場合は、本機関まで申し出ること。）

3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

- ① 応札者は、本機関に対し自らの提案内容の説明を行う。
- ② 当該説明に当たっては、本機関内会議室又は Web 会議にてプレゼンテーションを行うこととし、その際には、原則としてプロジェクトマネージャーに該当する者が実施する。
- ③ 当該プレゼンテーションの日時等については、入札締切（提案書提出期限）後に本機関と応札者とで別途調整する。また、プレゼンテーションの時間は、現時点で 1 社あたり 45 分程度（発表 30 分、質疑応答 15 分程度）を想定している。
- ④ プレゼンテーションにあたっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3.4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。

- ② 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする)。
- ③ 本機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先(電話番号、FAX 番号、及びメールアドレス)を明記する。
- ④ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、質問票に必要事項を記載の上、2021年4月16日(金)17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせる。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ(契約担当)

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

- ⑤ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書でない場合と本機関が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第4章 別紙

4.1 (別紙1) 提案書雛形

4.2 (別紙2) 適合証明書

御 社 名

件名：再エネ関係業務設計支援等の業務委託

⑩

適合証明書

区分	入札説明書 記載箇所	項目	適合 ^{※1}	補足 ^{※2}
入 札 資 格	2 (1)	平成31・32・33年度又は令和元年・2・3年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「A」以上の格付けをされている者であること。		
	2 (2)	各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。		
	2 (3)	入札説明会に参加した者であること。		
	2 (4)	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。		
	2 (5)	予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。		
	2 (6)	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。		
	2 (7)	自己、自社若しくはその役員等（取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力でない者（暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。）であること。		
	2 (8)	破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。		
	2 (9)	電力業界におけるコンサルティング、業務設計支援の実績を有していること。		
	2 (10)	会計領域における業務設計支援の実績を有していること。		

※1 適合については、“○（要件を満たしている）”、“△（条件付きで要件を満たしている、代替手段で要件を満たす）”、“×（要件を満たしていない）”で記述をお願いします。また、“△”を記入した場合は、補足欄に説明をご記入ください。

※2 補足すべき事項がある場合は、その内容を補足欄に記入してください。また、各機能の適合を証する添付資料を同封し、提出をお願いします。

Title: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 - 電力広域的運営推進機関

提案書の目次			提案要求事項	評価区分	得点配分			評価基準		提案書頁番号
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	

1 業務委託の目的、内容										
	1.1	業務委託目的	・業務委託の目的が、電力広域的運営推進機関の業務委託目的に合致しているか。	必須	5	5	0	・業務委託の目的が、電力広域的運営推進機関の業務委託目的に合致しているか。		
	1.2	業務委託内容	・業務委託提案が、業務委託目的と整合しているか。 ・業務委託提案が、具体的かつ詳細か。 ・電力広域的運営推進機関が指定する業務委託内容以外に、本業務委託目的に対して有効な業務委託内容が提案されているか（新規性、独自性）	必須	45	5	40	・業務委託提案が、業務委託目的と整合しているか。	・業務委託提案が、具体的かつ詳細であるか。 ・電力広域的運営推進機関が指定する業務委託内容以外に、本業務委託目的に対して有効な業務委託内容が提案されているか（新規性、独自性）	
	1.3	業務委託実施方法	・業務委託実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。 ・効率的・効果的な業務委託実施方法が取られているか。	必須	45	5	40	・業務委託実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。	・効率的、効果的な業務委託実施方法が取られているか	

2 業務委託実施計画										
	2.1	業務委託実施計画	・業務委託目的・内容に対し、業務委託実施計画（スケジュール）は妥当か。 ・業務委託実施計画（スケジュール）に、業務委託を適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか。 ・業務委託実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。	必須	50	10	40	・業務委託目的・内容に対し、業務委託実施計画（スケジュール）は妥当か。	・業務委託実施計画（スケジュール）に、業務委託を適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか。 ・業務委託実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。	

3 業務委託実施体制										
	3.1	業務委託実施体制・役割分担	・業務委託の実施体制図及び役割が、業務委託内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確に示されているか。 ・契約後、業務委託を速やかに開始する体制が確保されているか。 ・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	必須	20	10	10	・業務委託の実施体制図及び役割が、業務委託内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確に示されているか。 ・契約後、業務委託を速やかに開始する体制が確保されているか。	・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応でき、委託目的・内容を効率的かつ効果的に達成する体制が備わっているか。	
	3.2	組織としての専門性、実績	・組織として業務委託内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・組織として電力業界におけるコンサルティング経験、業務設計支援・要件定義支援の実績の実績を有しているか。 ・組織として電力取引市場における業務設計支援・要件定義支援の実績の知見を有しているか。 ・組織として会計領域における業務設計支援・要件定義支援の実績の実績を有しているか。	必須	15	5	10	・組織として電力業界におけるコンサルティング、業務設計支援・要件定義支援の実績があるか。 ・組織として電力取引市場における業務設計支援・要件定義支援の知見を有しているか。 ・組織として会計領域における業務設計支援の実績を有しているか。	・組織として電力取引市場における業務設計支援・要件定義支援の実績を有しているか。	
	3.3	業務委託従事予定者の専門性、経験	・業務委託従事予定者に、業務委託内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・業務委託従事予定者に、電力業界におけるコンサルティング経験、業務設計支援・要件定義支援の実績の経験を有しているか。 ・業務委託従事予定者に、電力取引市場における業務設計支援・要件定義支援の実績の経験を有しているか。 ・業務委託従事予定者に、会計領域における業務設計支援・要件定義支援の実績、経理実務の経験を有しているか。	必須	15	5	10	・業務委託従事予定者に、電力業界におけるコンサルティング経験、業務設計支援・要件定義支援の経験があるか。 ・業務委託従事予定者は、電力取引市場における業務設計支援・要件定義支援の知見を有しているか。 ・業務委託従事予定者は、会計領域における業務設計支援、及び経理の実務経験を有しているか。	・業務委託従事予定者は、電力取引市場における業務設計支援・要件定義支援の経験を有しているか。	
	3.4	業務委託遂行のための経営基盤・管理体制	・業務委託遂行のための経営基盤を有しているか。	必須	5	5	0	・業務委託遂行のための経営基盤を有しているか。		

再エネ関係業務設計支援等の業務委託

評価手順書（加算方式）

電力広域的運営推進機関

2021年4月

本書は、再エネ関係業務設計支援等の業務委託に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される評価項目のうち評価区分が必須とされた項目を、全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分(※)×(1－入札価格÷予定価格)

※なお、技術点の配分と価格点の配分は、2：1とする。

1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を200点、価格点の配分を100点とする。

技術点	200点
価格点	100点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ・別添「評価項目一覧」の「評価項目」の、評価区分が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

2.2 二次評価

「2.1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「3 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される「評価項目」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者を不合格とする。複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。

2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点
- ③ 技術点及び価格点に小数点第2位以下の端数を生じた場合は切り捨てとする。

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて評価項目毎の得点が決まる。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧」の「得点配分」欄を参照)

3.2 基礎点評価

基礎点は、評価項目の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には評価基準の基礎点の基準を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。応札者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応札者は不合格となる。

3.3 加点評価

加点は、各評価項目の評価基準の加点欄に沿って評価を行う。